

令和2年7月22日

職員の懲戒処分について

下記のとおり懲戒処分を行ったので、湖東地区行政一部事務組合職員の懲戒処分に関する公表基準に基づき公表します。

記

1 事案の概要

新型コロナウイルス感染症防止のため県外への移動自粛中、職場に無届の旅行をしていた。

2 被処分者

八郎瀉分署勤務の30代の男性消防士

3 処分年月日

令和2年7月21日

4 処分内容

減給1/10、3カ月

5 処分理由

地方公務員法第29条第1項第2号に基づく処分。
過去2回の懲戒処分を受けていたことを踏まえて加重した。

6 指導上の措置（監督責任）

八郎瀉分署の40代男性分署長を嚴重注意とする。

7 再発防止策

今後、署員教育を徹底し再発防止に取り組み、地域住民の信頼回復に努めてまいります。

連絡先 湖東地区消防本部 総務課
018-874-2420